

○電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を改正する省令案 新旧対照条文
 （傍線部分は改正部分、ゴシック体は必要的諮問事項）

改正案	現行
<p>（軽微な変更）</p> <p>第六条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 電気通信設備の概要の変更にあつては、次のもの イ〜ハ（略）</p> <p>ニ 伝送路設備以外の電気通信設備（事業用電気通信設備に限る。） の設置の区域の増加及び減少</p> <p>三（略）</p> <p>（電気通信事業の届出）</p> <p>第九条（略）</p> <p>2〜7（略）</p> <p>8 法第十六条第四項の規定による届出をしようとする者は、様式第九の八の届出書に、法第九条第二号に掲げる場合に該当する旨を確認できる書類（同号に掲げる場合に該当する場合に限る。）を添えて提出しなければならない。</p> <p>（基礎的電気通信役務の範囲）</p> <p>第十四条 法第七条の総務省令で定める電気通信役務は、次に掲げる電気通信役務（卸電気通信役務を含む。）とする。</p>	<p>（軽微な変更）</p> <p>第六条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二（同上）</p> <p>イ〜ハ（略）</p> <p>三（略）</p> <p>（電気通信事業の届出）</p> <p>第九条（略）</p> <p>2〜7（略）</p> <p>（基礎的電気通信役務の範囲）</p> <p>第十四条（同上）</p>

一 アナログ電話用設備（事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）**第三条第二項第三号**に規定するものをいう。以下この条、第二十二條の二の二第一項第一号及び第二十七條の二第二号イにおいて同じ。）を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイからハまでに掲げるもの（手動により通信の交換を行うもの及び公衆電話機を用いて提供するものを除く。）

イハ（略）

二・三（略）

（損壊又は故障による利用者への影響が軽微な電気通信設備）

第二十七條の二 法第四十一條第一項の総務省令で定める電気通信設備は、次のとおりとする。

一（略）

二 電気通信事業者が自ら設置する伝送路設備及びこれと接続される交換設備並びにこれらの附属設備以外の電気通信設備（次に掲げる電気通信設備を除く。）

イハ（略）

ホ 事業用電気通信設備規則**第三条第二項第八号**に規定するPHS用設備（第二十七條の四第二号ロ及び第二十七條の五第一項第四号において単に「PHS用設備」という。）

（内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務の指定等）

第二十七條の二の二 法第四十一條第三項の規定による指定及びその解除は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、

一 アナログ電話用設備（事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）**第三条第二項第四号**に規定するものをいう。以下この条、第二十二條の二の二第一項第一号及び第二十七條の二第二号イにおいて同じ。）を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイからハまでに掲げるもの（手動により通信の交換を行うもの及び公衆電話機を用いて提供するものを除く。）

イハ（略）

二・三（略）

（損壊又は故障による利用者への影響が軽微な電気通信設備）

第二十七條の二（同上）

一（略）

二（同上）

イハ（略）

ホ 事業用電気通信設備規則**第三条第二項第七号の二**に規定するPHS用設備（第二十七條の四第二号ロ及び第二十七條の五第一項第四号において単に「PHS用設備」という。）

当該指定及びその解除を受けることとなる電気通事業者にその旨を通知するものとする。

2) 法第四十一条第三項の総務省令で定める電気通信役務は、様式第四の表の電気通信役務の種類欄の各項に掲げる電気通信役務ごとに次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 前年度末における利用者の数が百万以上であること。

二 電気通信役務の対価としての料金の支払いを受けるものであること。

(事業用電気通信設備の自己確認)

第二十七条の三 法第四十二条第一項及び第二項の規定による確認(同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。次条において「事業用電気通信設備の自己確認」という。)をしようとするときは、事業用電気通信設備が法第四十一条第一項、第二項又は第四項に定める技術基準に適合しているかを検証し、適合していないと認めるときは、適合させるために必要となる機器の設置その他の必要な措置を講ずることにより、これを行わなければならない。

(事業用電気通信設備の自己確認を要しない設備)

第二十七条の四 法第四十二条第一項及び第二項(同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。)の総務省令で定める電気通信設備は、次の各号に掲げる場合に該当するものとする。

一 既に事業用電気通信設備の自己確認を行った自己の電気通信設備の自己の事業の用に供することを目的として、当該事業用電気通信設備の自己確認を行った方法により設置した場合(次に掲げる場

(事業用電気通信設備の自己確認)

第二十七条の三 法第四十二条第一項の規定による確認(同条第二項及び第四項において準用する場合を含む次条において「事業用電気通信設備の自己確認」という。)をしようとするときは、事業用電気通信設備が法第四十一条第一項又は第二項に定める技術基準に適合しているかを検証し、適合していないと認めるときは、適合させるために必要となる機器の設置その他の必要な措置を講ずることにより、これを行わなければならない。

(事業用電気通信設備の自己確認を要しない設備)

第二十七条の四 法第四十二条第一項(同条第二項及び第四項において準用する場合を含む。)の総務省令で定める電気通信設備は、次の各号に掲げる場合に該当するものとする。

一 (同上)

合を除く。)

- イ 事業用電気通信設備規則**第三条第二項第四号に規定する二線式アナログ電話用設備**及び総合デジタル通信用設備にあつては、それぞれの通話品質又は接続品質を劣化させることとなる場合
- ロ (略)
- 二 既に事業用電気通信設備の自己確認を行った自己の電気通信設備を変更することなく、自己の提供する電気通信役務の種類を変更する場合(次に掲げる場合を除く。)

- イ 従来事業用電気通信設備規則**第三条第二項第四号に規定する二線式アナログ電話用設備**、総合デジタル通信用設備又は同令第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備(電気通信番号規則第九条第一号に規定する電気通信番号を用いて音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。)に該当するものでなかつたものが当該変更によりこれらのいずれかの事業用電気通信設備に該当する場合

ロ (略)

三 (略)

(事業用電気通信設備の自己確認の届出)

第二十七条の五 法第四十二条第三項(同条第四項及び**第五項**)において準用する場合を含む。)の規定による届出をしようとする者は、様式第二十の二の届出書に、次の各号に掲げる事業用電気通信設備についてそれぞれ当該各号に規定する書類を添えて提出しなければならない。

- 一 事業用電気通信設備規則**第三条第二項第四号に規定する二線式ア**

- イ 事業用電気通信設備規則**第二十六条に規定するアナログ電話用設備**及び総合デジタル通信用設備にあつては、それぞれの通話品質又は接続品質を劣化させることとなる場合
- ロ (略)
- 二 (同上)

- イ 従来事業用電気通信設備規則**第二十六条に規定するアナログ電話用設備**、総合デジタル通信用設備又は同令第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備(電気通信番号規則第九条第一号に規定する電気通信番号を用いて音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。)に該当するものでなかつたものが当該変更によりこれらのいずれかの事業用電気通信設備に該当する場合

ロ (略)

三 (略)

(事業用電気通信設備の自己確認の届出)

第二十七条の五 法第四十二条第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による届出をしようとする者は、様式第二十の二の届出書に、次の各号に掲げる事業用電気通信設備についてそれぞれ当該各号に規定する書類を添えて提出しなければならない。

- 一 事業用電気通信設備規則**第二十六条に規定するアナログ電話用設**

ナログ電話用設備（以下この条において「二線式アナログ電話用設備」という。）又は総合デジタル通信用設備（法第四十一条第一項に規定する電気通信設備に限る。） 次に掲げる書類

イゝキ（略）

二 事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインター ネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて音声伝送役務の提供の用に供するもの及び法第四十一条第一項に規定する電気通信設備に限る。） 次に掲げる書類

イゝホ（略）

三 事業用電気通信設備規則第三条第二項第三号に規定するアナログ電話用設備（法第四十一条第一項に規定する電気通信設備に限り、二線式アナログ電話用設備を除く。） 次に掲げる書類

イ・ロ（略）

四 携帯電話用設備又はPHS用設備（法第四十一条第一項に規定する電気通信設備に限る。） 次に掲げる書類

イゝハ（略）

五 事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインター ネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第十条第一項第二号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務の提供の用に供するもの及び法第四十一条第一項に規定する電気通信設備に限る。） 次に掲げる書類

イゝハ（略）

備又は総合デジタル通信用設備

イゝキ（略）

二 事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインター ネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて音声伝送役務の提供の用に供するものに限り、法第四十一条第二項に規定する電気通信設備を除く。）

イゝホ（略）

三 事業用電気通信設備規則第三条第二項第四号に規定するアナログ電話用設備（法第四十一条第二項に規定する電気通信設備及び第一号に規定するアナログ電話用設備を除く。）

イ・ロ（略）

四 携帯電話用設備又はPHS用設備

イゝハ（略）

五 事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインター ネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第十条第一項第二号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務の提供の用に供するものに限る。）

イゝハ（略）

六 法第四十一条第一項に規定する電気通信設備のうち前各号に掲げる事業用電気通信設備以外の電気通信回線設備 次に掲げる書類

イ〜ハ (略)

七 有線放送設備(放送法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十号)第二条第四号に規定する有線一般放送(以下この条において単に「有線一般放送」という。)を行うための有線電気通信設備(再放送を行うための受信空中線その他放送の受信に必要な設備を含む。))及びこれに接続される受信設備をいう。以下同じ。)の線路(他の電気通信事業者により提供されるものを除く。以下同じ。)と同一の線路を使用する電気通信回線設備 次に掲げる書類

イ〜ニ (略)

八 法第四十一条第二項に規定する電気通信設備 次に掲げる書類

イ〜リ (略)

九 法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、二線式アナログ電話用設備又は総合デジタル通信用設備 次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類(同号イ、ロ、ハ、ヘ、ル、ソ及びニに掲げるものを除く。)

ロ 第八号ロからホまでに掲げる書類

ハ その他イ及びロに掲げる書類を補足するために必要な資料

十 法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備(電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。)

六 法第四十一条第一項の電気通信設備のうち前各号に掲げる事業用電気通信設備以外の電気通信回線設備

イ〜ハ

七 有線放送設備(放送法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十号)第二条第四号に規定する有線一般放送(以下この条において単に「有線一般放送」という。)を行うための有線電気通信設備(再放送を行うための受信空中線その他放送の受信に必要な設備を含む。))及びこれに接続される受信設備をいう。以下同じ。)の線路(他の電気通信事業者により提供されるものを除く。以下同じ。)と同一の線路を使用する電気通信回線設備

イ〜ニ (略)

八 法第四十一条第二項に規定する電気通信設備

イ〜リ (略)

次に掲げる書類

- イ 第一号に掲げる書類（同号イ、ロ、ハ、ヘ、ル、ソ及びキに掲げるものを除く。）
 - ロ 第二号ロ、ハ及びニに掲げる書類
 - ハ 第八号ロからホまでに掲げる書類
 - ニ その他イからハまでに掲げる書類を補足するために必要な資料
- 十一 法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、事業用電気通信設備規則第三条第二項第三号に規定するアナログ電話用設備（二線式アナログ電話用設備を除く。）
- 次に掲げる書類
 - イ 第一号に掲げる書類（同号イ、ロ、ハ、ヘ、ル、ソ、ラ及びキに掲げるものを除く。）
 - ロ 第八号ロからホまでに掲げる書類
 - ハ その他イ及びロに掲げる書類を補足するために必要な資料
- 十二 法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、携帯電話用設備又はPHS用設備
- 次に掲げる書類
 - イ 第一号に掲げる書類（同号イ、ロ、ハ、ヘ、ル、ソ及びキに掲げるものを除く。）
 - ロ 第四号ロに掲げる書類
 - ハ 第八号ロからホまでに掲げる書類
 - ニ その他イからハまでに掲げる書類を補足するために必要な資料
- 十三 法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第十条第二号に規定する電

気通信番号を用いて電気通信役務の提供の用に供するものに限る。）
次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号イ、ロ、ハ、ヘ、ト、リ、ル、ソ、ム
及びニに掲げるものを除く。）

ロ 第五号ロに掲げる書類

ハ 第八号ロからホまでに掲げる書類

ニ その他イからハまでに掲げる書類を補足するために必要な資料

十四 法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち前各号に掲
げる事業用電気通信設備以外の電気通信設備 次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号イ、ロ、ハ、ヘ、ト、リ、ル、ソ、ラ、
ム及びニに掲げるものを除く。）

ロ 第六号ロに掲げる書類

ハ 第八号ロからホまでに掲げる書類

ニ その他イからハまでに掲げる書類を補足するために必要な資料

2 前項の届出をした者は、同項の届出書又は同項の書類の記載事項に変
更が生じた場合（法第四十二条第二項（同条第四項及び第五項）において
準用する場合を含む。）に規定する変更があつた場合を除く。）には、遅
滞なく、様式第二十の三の届出書を総務大臣に提出しなければならない
い。

（管理規程）

第二十八条 （略）

2 法第四十四条第三項の規定による届出をしようとする電気通信事業

2 前項の届出をした者は、同項の届出書又は同項の書類の記載事項に変
更が生じた場合（法第四十二条第二項（同条第四項）において準用する場
合を含む。）に規定する変更があつた場合を除く。）には、遅滞なく、様
式第二十の三の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

（管理規程）

第二十八条 （略）

2 法第四十四条第二項の規定による届出をしようとする電気通信事業

者は、様式第二十二の届出書を提出しなければならない。

第二十九条 法第四十四条第二項の総務省令で定める管理規程の内容は、次のとおりとする。

- 一 電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するための事業用電気通信設備の管理の方針に関する事項
- イ 組織の全体的かつ部門横断的な事業用電気通信設備の管理の方針に関すること。
- ロ 関係法令及び管理規程その他の規定の遵守に関すること。
- ハ 通信需要、相互接続等を考慮した事業用電気通信設備の管理の方針に関すること。
- ニ 災害を考慮した事業用電気通信設備の管理の方針に関すること。
- ホ 情報セキュリティの確保のための方針に関すること。
- 二 電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するための事業用電気通信設備の管理の体制に関する事項
- イ 経営の責任者の職務に関すること。
- ロ 電気通信設備統括管理者の職務に関すること。
- ハ 電気通信主任技術者の職務及び代行に関すること。
- ニ 各部門の責任者の職務に関すること。
- ホ 各従事者の職務に関すること。
- ヘ 組織内の連携体制の確保に関すること。
- ト 組織外の関係者との連携及び責任分担に関すること。
- 三 電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するための事業用電

者は、様式第二十二の届出書を提出しなければならない。

第二十九条 法第四十四条第一項に規定する管理規程には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する業務を管理する者の職務及び組織に関すること。
- 二 電気通信主任技術者（法第四十五条第一項ただし書の規定により電気通信主任技術者を選任しない場合は、電気通信主任技術者規則（昭和六十年郵政省令第二十七号）第三条の二第一項の規定により配置する者）が疾病、事故その他の事由によつてその職務を行うことができない場合に、その職務を代行する者に関すること。
- 三 事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に従事する者に対する教育及び訓練の実施に関すること。
- 四 事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する巡視、点検及び検査に関すること。
- 五 事業用電気通信設備の運転又は操作に関すること。
- 六 事業用電気通信設備の工事、維持及び運用における通信の秘密の確保に関すること。
- 七 事業用電気通信設備の工事、維持及び運用における情報セキュリティ対策に関すること。
- 八 事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関し、事故が発生した場合の体制、報告、記録、措置及び周知に関すること。
- 九 災害その他非常の場合の体制及びとるべき措置に関すること。

(略)

- 気通信設備の管理の方法に関する事項
- イ 基本的な取組に関すること。
- ロ 事業用電気通信設備の設計、工事、維持及び運用に従事する者に対する教育及び訓練等の実施に関すること。
- ハ 事業用電気通信設備の設計、工事、維持及び運用に関すること。
- ニ 通信量の変動を踏まえた適切な設備容量の確保に関すること。
- ホ 情報セキュリティ対策に関すること。
- ヘ ソフトウェアの信頼性の確保に関すること。
- ト 重要通信の確保、ふくそう対策に関すること。
- チ 緊急通報の確保に関すること。
- リ 防犯対策に関すること。
- ヌ イからリまでに掲げる事項に関する取組の実施状況等、現状の調査、分析及び改善に関すること。
- ル ふくそう、事故、災害その他非常の場合の報告、記録、措置及び周知に関すること。
- リ 利用者の利益の保護の観点から利用者に向けた情報提供に関すること。
- ワ 事故の再発防止のための対策に関すること。
- 四 電気通信設備統括管理者の選任及び解任に関する事項
- 五 当該管理規程の見直しに関すること。
- 六 その他事業用電気通信設備の設計、工事、維持及び運用に関し、電気通信役務の確実かつ安定的な提供の確保のために必要な事項

(略)

- 十 重要通信の確保、ふくそう対策並びにふくそう発生時の体制及び措置に関すること。
- 十一 事業用電気通信設備に関する設計指針及び計画管理に関すること。
- 十二 当該管理規程の見直しに関すること。
- 十三 その他事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関し、電気通信役務の確実かつ安定的な提供の確保のために必要な事項

(電気通信設備統括管理者の要件等)

第二十九条の二 法第四十四条の三第一項の総務省令で定める要件は、次に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、法第四十四条の五の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者でないこととする。

一 電気通信事業の用に供する電気通信設備の管理に関する業務のうち、次のいずれかに該当するものに通算して三年以上従事した経験を有すること

イ 電気通信設備の設計、工事、維持若しくは運用に関する業務

ロ イに掲げる業務を監督する業務

二 前号の要件と同等以上の能力を有すると認められること

2 電気通信事業者は、法第四十四条第二項第一号から第三号までに掲げる事項に関する業務を開始する前に、電気通信設備統括管理者を選任しなければならない。

(電気通信設備統括管理者の選任及び解任の届出)

第二十九条の三 法第四十四条の三第二項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 選任し、又は解任した電気通信設備統括管理者の氏名及び生年月日

三 選任し、又は解任した年月日

四 解任の場合にあつては、その理由

2) 前項の届出書には、選任された電気通信設備統括管理者が事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあること及び前条第一項に規定する要件を備えることを証する書類を添付しなければならない。

(軽微な変更)

第四十条の十五 法第二百二十二条第一項ただし書の総務省令で定める

軽微な変更は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 認定電気通信事業の用に供する電気通信設備の概要の変更にあつては、次のもの
イ〜ハ (略)
- ニ 伝送路設備以外の電気通信設備(事業用電気通信設備に限る。)
の設置の区域の増加及び減少
- 三 (略)

様式第1 (第4条第1項関係)

電気通信事業登録申請書	
年 月 日	郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名
総務大臣 殿	

(軽微な変更)

第四十条の十五 (同上)

一 (略)

二 (同上)

イ〜ハ (略)

三 (略)

様式第1 (第4条第1項関係)

電気通信事業登録申請書	
年 月 日	郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名
総務大臣 殿	

連絡先 印

電気通信事業法第9条の規定により、電気通信事業の登録を受けたいので、次のとおり申請します。

1 (略)

2 電気通信設備の概要

(1)・(2) (略)

(3) 伝送路設備以外の電気通信設備（事業用電気通信設備に限る。）に関する事項

設置の区域

種類

連絡先 印

(同上)

1 (略)

2 電気通信設備の概要

(1)・(2) (略)

注 1～6 (略)

7 伝送路設備以外の設備の設置の区域は、都道府県を単位として記載すること。

8 伝送路設備以外の設備の種類は、「アナログ電話用設備」、「総合デジタル通信用設備」、「アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第九条第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備をいう。以下同じ。）」、「携帯電話用設備又はPHS用設備」、「その他の電気通信設備（音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備（アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びPHS用設備を除く。）をいう。）」、「音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備以外の事業用電気通信設備」の種別を記載すること。この場合において、これらの用語は、事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）において使用する用語の例による。

3 (略)

注 (略)

注 (略)

様式第8（第9条第1項、第60条の2関係）

電気通信事業届出書

注 1～6 (略)

3 (略)

注 (略)

注 (略)

様式第8（第9条第1項、第60条の2関係）

電気通信事業届出書

平成 年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
氏 名

印

連絡先

電気通信事業法第16条第1項(第165条第1項)の規定により、電気通信事業を営む(行う)ので、次のとおり届け出ます。

1 (略)

2 電気通信設備の概要(電気通信事業法第44条第1項の事業用電気通信設備を置する場合に限る。)

平成 年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
氏 名

印

連絡先

電気通信事業法第16条第1項(第165条第1項)の規定により、電気通信事業を営む(行う)ので、次のとおり届け出ます。

1 (略)

2 電気通信設備の概要(電気通信事業法第44条第1項の事業用電気通信設備を置する場合に限る。)

(1)・(2) (略)

(3) 伝送路設備以外の電気通信設備（事業用電気通信設備に限る。）に関する事項

設置の区域	種類

注 1～6 (略)

7 伝送路設備以外の設備の設置の区域は、都道府県を単位として記載すること。

8 伝送路設備以外の設備の種類は、「アナログ電話用設備」、「総合デジタル通信用設備」、「アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備をいう。以下同じ。）」、「携帯電話用設備又はPHS用設備」、「その他の電気通信設備（音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備（アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びPHS用設備を除く。）をいう。）」、「音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備以外の事業用電気通信設備」の種別を記載すること。この場合において、これらの用語は、事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）において使用する用語の例による。

(1)・(2) (略)

注 1～6 (略)

3 (略)
注 (略)
注 (略)

様式第9の8 (第9条第8項関係)

電気通信事業電気通信設備の概要届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名

印

届出年月日及び届出番号

連絡先

電気通信事業法第16条第4項の規定により、電気通信設備の概要を次のとおり届け出ます。

3 (略)
注 (略)
注 (略)

伝送路設備以外の電気通信設備（事業用電気通信設備に限る。）に関する

事項

設置の区域	種類

注1 設置の区域は、都道府県を単位として記載すること。

- 2 伝送路設備以外の設備の種類は、「アナログ電話用設備」、「総合デジタル通信用設備」、「アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備をいう。以下同じ。）」、「携帯電話用設備又はPHS用設備」、「その他の電気通信設備（音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備（アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びPHS用設備を除く。）をいう。）」、「音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備以外の事業用電気通信設備」の種別を記載すること。この場合において、これらの用語は、事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）において使用する用語の例による。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第20の2（第27条の5第1項関係）

事業用電気通信設備の自己確認届出書

年 月 日

様式第20の2（第27条の5第1項関係）

事業用電気通信設備の自己確認届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住所

(ふりがな)

氏名

印

登録年月日又は届出年月日

及び登録番号又は届出番号

連絡先

第42条第1項

第42条第2項

第42条第4項において準用する同条第1項

電気通信事業法 第42条第4項において準用する同条第2項 の規定により

第42条第5項において準用する同条第1項

第42条第5項において準用する同条第2項

第41条第1項

事業用電気通信設備が同法 第41条第2項 の総務省令で定める技術基準に適合するものとする。
第41条第4項

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住所

(ふりがな)

氏名

印

登録年月日又は届出年月日

及び登録番号又は届出番号

連絡先

第42条第1項

第42条第2項

第42条第4項において準用する同条第1項

電気通信事業法 第42条第4項において準用する同条第2項 の規定により

第41条第1項

事業用電気通信設備が同法 第41条第2項 の総務省令で定める技術基準に適合するものとする。

合することを確認したので、第42条第3項の規定により、次のとおり届け出
ます。

事業用電気通信設備の自己確認を行った電気通信設備

注 1・2 (略)

様式第 22 (第 28 条 第 3 項関係)

管理規程変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
氏 名

印

登録年月日又は届出年月日

合することを確認したので、第42条第3項の規定により、次のとおり届け出
ます。

事業用電気通信設備の自己確認を行った電気通信設備

注 1・2 (略)

様式第 22 (第 28 条 第 2 項関係)

管理規程変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
氏 名

印

登録年月日又は届出年月日

及び登録番号又は届出番号

連絡先

次のとおり管理規程を変更したので、電気通信事業法第44条第3項の規定により、届け出ます。

変更の内容	
変更年月日	
変更の理由	

注 1・2 (略)

様式第 38 条の 8 (第 40 条の 10 第 1 項第 1 号、第 40 条の 14 第 1 項第 2 号ニ関係)

電気通信事業一部認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住所

(ふりがな)

氏名

印

登録年月日又は届出年月日
及び登録番号又は届出番号

及び登録番号又は届出番号

連絡先

次のとおり管理規程を変更したので、電気通信事業法第44条第2項の規定により、届け出ます。

変更の内容	
変更年月日	
変更の理由	

注 1・2 (略)

様式第 38 条の 8 (第 40 条の 10 第 1 項第 1 号、第 40 条の 14 第 1 項第 2 号ニ関係)

電気通信事業一部認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住所

(ふりがな)

氏名

印

登録年月日又は届出年月日
及び登録番号又は届出番号

電気通信事業法第117条第1項の規定により、電気通信事業の一部の認定を受けたので、次のとおり申請します。

注 (略)

1 (略)

2 電気通信設備の概要

(1)・(2) (略)

(3) 伝送路設備以外の電気通信設備（事業用電気通信設備に限る。）に関する事項

設置の区域	種類

注 1～6 (略)

7 伝送路設備以外の設備の設置の区域は、都道府県を単位として記載

電気通信事業法第117条第1項の規定により、電気通信事業の一部の認定を受けたので、次のとおり申請します。

注 (略)

1 (略)

2 電気通信設備の概要

(1)・(2) (略)

注 1～6 (略)

すること。

8 伝送路設備以外の設備の種類は、「アナログ電話用設備」、「総合デジタル通信用設備」、「アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備をいう。以下同じ。）」、「携帯電話用設備又はPHS用設備」、「その他の電気通信設備（音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備（アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びPHS用設備を除く。）をいう。）」、「音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備以外の事業用電気通信設備」の種別を記載すること。この場合において、これらの用語は、事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）において使用する用語の例による。

(4) (略)

注 (略)

注 (略)

様式第38条の9（第40条の10第1項第2号関係）

電気通信事業変更登録申請書（変更届出書） 兼 電気通信事業一部認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

(3) (略)

注 (略)

注 (略)

様式第38条の9（第40条の10第1項第2号関係）

電気通信事業変更登録申請書（変更届出書） 兼 電気通信事業一部認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)
住所
(ふりがな)
氏名

印
登録年月日又は届出年月日
及び登録番号又
は届出番号

連絡先

電気通信事業法第13条第1項の規定により同法第10条第1項第2号の事項の変更登録を受ける（電気通信事業法第16条第3項の規定により同法第117条第1項の事項を次とおり変更したいので、届け出る）とともに、同法第117条第1項の規定により、電気通信事業の一部の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

注 下記の事項について、認定の申請に係るものとそれ以外のものの相違がわかるよう、対照表等を作成して提出すること。

1 (略)

郵便番号
(ふりがな)
住所
(ふりがな)
氏名

印
登録年月日又は届出年月日
及び登録番号又
は届出番号

連絡先

電気通信事業法第13条第1項の規定により同法第10条第1項第2号の事項の変更登録を受ける（電気通信事業法第16条第3項の規定により同法第117条第1項の事項を次とおり変更したいので、届け出る）とともに、同法第117条第1項の規定により、電気通信事業の一部の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

注 下記の事項について、認定の申請に係るものとそれ以外のものの相違がわかるよう、対照表等を作成して提出すること。

1 (略)

2 電気通信設備の概要

(1)・(2) (略)

(3) 伝送路設備以外の電気通信設備（事業用電気通信設備に限る。）に関する事項

設置の区域	種類

注1～6 (略)

7 伝送路設備以外の設備の設置の区域は、都道府県を単位として記載すること。

8 伝送路設備以外の設備の種類は、「アナログ電話用設備」、「総合デジタル通信用設備」、「アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備をいう。以下同じ。）」、「携帯電話用設備又はPHS用設備」、「その他の電気通信設備（音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備（アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びPHS用設備を除く。）をいう。）」、「音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備以外の事業用電気通信設備」の種別を記載すること。この場合において、これらの用語は、事業用電気通信設備規則（昭和60

2 電気通信設備の概要

(1)・(2) (略)

注1～6 (略)

年郵政省令第30号)において使用する用語の例による。

(4) (略)

注 (略)

注 (略)

(3) (略)

注 (略)

注 (略)

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十三号)の施行の日(平成〇〇年〇月〇日)から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に電気通信事業法(以下「法」という。)第九条の登録を受けている者であつて、伝送路設備以外の電気通信設備(法第四十四条第一項の事業用電気通信設備に限る。以下同じ。)を設置する者は、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して一月以内に、この省令による改正後の電気通信事業法施行規則(以下「新施行規則」という。)様式第七の届出書を提出しなければならない。

2) 前項の規定にかかわらず、同項に規定する者であつて、この省令の施行の際現に法第一百七十七条第一項の認定を受けている者は、施行日から起算して一月以内に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提出しなければならない。

一 全部認定事業者 新施行規則様式第七の二の届出書

二 一部認定事業者 新施行規則様式第七の三の届出書、新施行規則第四十条の十四第一項第二号ハ及びニに掲げる書類

3) この省令の施行の際現に法第十六条第一項の届出をしている者(電気通信回線設備を設置する者に限る。以下同じ。)であつて、伝送路設備以外の電気通信設備を設置する者は、施行日から起算して一月以内に、新施行規則様式第九の届出書を提出しなければならない。

4) 前項の規定にかかわらず、同項に規定する者であつて、この省令の施行の際現に法第一百七十七条第一項の認定を受けている者は、施行日から起算して一月以内に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提出しなければならない。

一 全部認定事業者 新施行規則様式第九の三の届出書

二 一部認定事業者 新施行規則様式第九の五の届出書、新施行規則第四十条の十四第一項第二号ハ及びニに掲げる書類

第三条 法第九条の登録の申請をしようとする者は、施行日前においても、新施行規則様式第一によりその登録の申請をすることができる。

2) 法第十六条第一項の届出をしようとする者は、施行日前においても、新施行規則様式第八によりその届出をすることができる。

3) 法第一百七十七条第一項の規定による電気通信事業の一部の認定の申請をしようとする者は、施行日前においても、新施行規則様式第三十八の

八又は第三十八の九によりその認定の申請をすることができる。

○電気通信主任技術者規則（昭和六十年郵政省令第二十七号）の一部を改正する省令案 新旧対照条文

（傍線部分は改正部分、ゴシック体は必要的諮問事項）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第六条）</p> <p>第二章 電気通信主任技術者試験（第七条―第二十五条）</p> <p>第三章 電気通信主任技術者資格の養成課程（第二十六条―第三十六条）</p> <p>第四章 電気通信主任技術者資格の認定（第三十七条・第三十八条）</p> <p>第五章 電気通信主任技術者資格者証の交付（第三十九条―第四十三条）</p> <p>第六章 指定試験機関（第四十四条―第五十七条）</p> <p>第七章 雑則（第五十八条・第五十九条）</p> <p>附則</p> <p>（電気通信主任技術者の選任等）</p> <p>第三条 法第四十五条第一項の規定による電気通信主任技術者の選任は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 電気通信事業者は、事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第六条）</p> <p>第二章 電気通信主任技術者試験（第七条―第二十五条）</p> <p>第三章 電気通信主任技術者資格の養成課程（第二十六条―第三十六条）</p> <p>第四章 電気通信主任技術者資格の認定（第三十七条・第三十八条）</p> <p>第五章 電気通信主任技術者資格者証の交付（第三十九条―第四十三条）</p> <p>第六章 指定試験機関（第四十四条―第五十七条）</p> <p>第七章 雑則（第五十八条・第五十九条）</p> <p>附則</p> <p>（電気通信主任技術者の選任等）</p> <p>第三条 （同上）</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 （略）</p>

る業務を開始する前に、電気通信主任技術者を選任しなければならない。

4 法第四十五条第一項の総務省令で定める事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項は次のとおりとする。

一 事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する業務の計画の立案並びにその計画に基づく業務の適切な実施に関する事項（次に掲げる事項を含む。）

イ 工事実施体制（工事実施者と設備運用者による確認を含む。）及び工事手順に関する事項

ロ 運転又は操作の運用監視に係る方針、体制及び方法に関する事項
ハ 定期的なソフトウェアのリスク分析及び更新に関する事項

二 適正な設備容量の確保に関する事項
ニ 事業用電気通信設備の事故発生時の従事者への指揮及び命令並び

に事故収束後の再発防止に向けた計画の策定に関する事項（次に掲げる事項を含む。）

イ 速やかな故障検知、故障箇所特定のためにとるべき対応に関する事項

ロ 定型的な応急復旧措置に係る取組、製造業者等や接続事業者との連携に関する事項

ハ 障害の極小化対策に関する事項
三 その他、事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関し必要と認められる事項（次に掲げる事項を含む。）

イ 選任された事業場における、事業用電気通信設備の工事、維持及

び運用を行う者に対する教育及び訓練の計画の立案及び実施に関する事項

ロ 日常の監督業務を通じた、管理規程の実施状況の把握及び見直しに関する事項

(電気通信主任技術者の選任を要しない場合)

第三条の二 法第四十五条第一項ただし書の総務省令で定める場合は、事業用電気通信設備の設置の範囲が一の市町村(特別区を含む。)の区域(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(第七項)において単に「指定都市」という。)にあつてはその区の区域)を超えない場合のうち、当該区域における利用者の数が三万未満である場合であつて、次の各号のいずれかに該当する者が配置されている場合とする。

一 四 (略)

2・3 (略)

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、前条第一項第一号の規定に基づく電気通信主任技術者の選任について法第四十五条第一項ただし書の総務省令で定める場合は、同号に規定する事業場における事業用電気通信設備が、他の電気通信事業者により設置され、当該電気通信事業者により、当該事業場に係る電気通信主任技術者が選任されている場合とする。

5 第一項及び第二項の規定にかかわらず、前条第一項第二号の規定に基づく電気通信主任技術者の選任について法第四十五条第一項ただし書

(電気通信主任技術者の選任を要しない場合)

第三条の二 法第四十五条第一項ただし書の総務省令で定める場合は、事業用電気通信設備の設置の範囲が一の市町村(特別区を含む。)の区域(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(第四項)において単に「指定都市」という。)にあつてはその区の区域)を超えない場合のうち、当該区域における利用者の数が三万未満である場合であつて、次の各号のいずれかに該当する者が配置されている場合とする。

一 四 (略)

2・3 (略)

の総務省令で定める場合は、同号に規定する事業用電気通信設備を設置する都道府県における事業用電気通信設備が次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 公衆無線LANアクセスサービスの提供にのみ用いられるものであつて、次のいずれかに該当するもののみである場合

イ 適合表示端末機器

ロ 法第五十二条第一項の規定に基づき総務大臣の認可を受けて定める技術的条件（同項に規定する技術基準を含む。）に適合していることについて法第五十三条第一項に規定する登録認定機関又は法第百四条第二項に規定する承認認定機関が認定した端末機器

二 他の電気通信事業者により設置され、当該電気通信事業者により、当該都道府県に係る電気通信主任技術者が選任されている場合

6 電気通信事業者は、第四項又は前項第一号の場合において、当該事業場又は当該都道府県に係る電気通信主任技術者を選任しないときは、次に掲げる事項を総務大臣に報告しなければならない。

一 当該事業場又は当該都道府県における事業用電気通信設備を設置した他の電気通信事業者の名称

二 当該事業場又は当該都道府県における事業用電気通信設備を設置した他の電気通信事業者が選任した当該事業場又は当該都道府県に係る電気通信主任技術者の氏名

7 (略)

4 (略)

(資格者証の種類による監督の範囲)

第六条 法第四十六条第二項の総務省令で定める電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項の範囲は、次の表の上欄に掲げる資格者証の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

資格者証の種類	範囲
一 伝送交換主任技術者資格者証	法第四十一条第一項、 第二項及び第四項 の電気通信事業の用に供する伝送交換設備並びにこれらに附属する設備の工事、維持及び運用
二 線路主任技術者資格者証	法第四十一条第一項、 第二項及び第四項 の電気通信事業の用に供する線路設備並びにこれらに附属する設備の工事、維持及び運用

(講習の期間)

第四十三条の三 法第四十九条第四項の規定により、電気通信事業者は、

電気通信主任技術者を選任したときは、その電気通信主任技術者資格者証の種類に応じ、当該電気通信主任技術者に選任の日から一年以内に事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項の監督に關し登録講習機関が行う講習（以下この条において「講習」という。）を受けさせなければならない。ただし、当該電気通信主任技術者が、次の各号のいずれかに該当する者である場合は、この限りでない。

一 電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた日から二年を経過しない者（次号に該当する者を除く。）

(資格者証の種類による監督の範囲)

第六条 (同上)

資格者証の種類	範囲
一 伝送交換主任技術者資格者証	法第四十一条第一項 及び第二項 の電気通信事業の用に供する伝送交換設備並びにこれらに附属する設備の工事、維持及び運用
二 線路主任技術者資格者証	法第四十一条第一項 及び第二項 の電気通信事業の用に供する線路設備並びにこれらに附属する設備の工事、維持及び運用

<p>二 講習の修了証の交付を受けた日から二年を経過しない者</p> <p>2 電気通信事業者は、前項第一号に該当する者を電気通信主任技術者に選任したときは、その電気通信主任技術者資格者証の種類に応じ、当該電気通信主任技術者に電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた日から三年以内に講習を受けさせなければならない。</p> <p>3 電気通信事業者は、第一項の規定により講習を受けさせなければならない場合を除き、その電気通信主任技術者資格者証の種類に応じ講習を受けた当該電気通信主任技術者に、その講習の行われた日の属する月の翌月の一日から起算して三年以内に講習を受けさせなければならない。</p> <p>当該講習を受けた日以降についても同様とする。</p>	
--	--

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十三号）の施行の日（平成〇〇年〇月〇日）から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に電気通信主任技術者を選任している電気通信事業者については、この省令の施行の日当該電気通信主任技術者を選任したとみなして、この省令による改正後の電気通信主任技術者規則第四十三の三の規定を適用する。

○電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を改正する省令案 新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
（電気通信役務契約等状況報告等）			
<p>第二条 次の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者は、それぞれ同表の様式番号の欄に掲げる様式により、毎四半期経過後一月以内（様式第一第二表、様式第二、様式第四及び様式第五第二表によるものについては、毎報告年度経過後二月以内）に、同表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務に関する当該四半期末（様式第一第二表、様式第二、様式第四及び様式第五第二表によるものについては、当該報告年度末）の契約等の状況について、書面又は別に定める磁気ディスクその他これに準ずるもの（以下「書面等」という。）により総務大臣に提出しなければならない。</p>			
報告対象役務	報告対象事業者	様式番号	
（略）			
仮想移動電気通信サービス 仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者（携帯電話、PHS又はBWAアクセスサービスに係る基地局を設置していない電気通信事業者であつて、毎四半期末における仮想移動電気通信サービス（当該基地局を設置している電気通信事業者の電気通信回線設備と接続	仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者（携帯電話、PHS又はBWAアクセスサービスに係る基地局を設置していない電気通信事業者であつて、毎四半期末における仮想移動電気通信サービス（当該基地局を設置している電気通信事業者の電気通信回線設備と接続		
		様式第十五の二	
（電気通信役務契約等状況報告等）			
<p>第二条 （同上）</p>			

し、又は当該電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けることにより提供されるものに限る。)の契約数が三万未満であるものを除く。)

2| 電気通信事業法施行規則様式第四の表の電気通信役務の種類の欄の各項に掲げる電気通信役務であつて、次のいずれにも該当するものを提供する電気通信事業者は、様式第十五の三により、毎報告年度経過後一月以内に、当該電気通信役務に関する当該報告年度末の契約の状況について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。ただし、前項の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者にあつては、同表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務についてはこの限りでない。

- 一| 利用者の数が八十万以上であるもの
- 二| 電気通信役務の対価としての料金の支払いを受けるもの

3| (略)

4| (設備容量の報告)

第七条の六 事業用電気通信設備を設置する電気通信事業者(半期(四月から九月まで及び十月から三月までの各期間をいう。以下この条において同じ。))毎の初日及び末日において三万以上の利用者に電気通信役務を提供する者に限る。)は、当該電気通信事業者が、法第四十条第一項又は第三項の規定に基づき届け出た管理規程に記載された電気通信事業法施行規則第二十九条第三号二に掲げる事項に基づく電気通信設備の設備容量の確保の状況について、様式第二十七の四により、当該半期経過後三月以内に、書面等により総務大臣に提出し

2| (略)

3| (略)

なけれはならぬ。

様式第 15 の 3 (第 2 条第 2 項関係)

電気通信役務契約状況報告	
契約数	年 月 日現在
サービスの種類	事業者名
契 約 数	
参考事項	

注 1 契約数には、継続的な契約関係を有さず利用の都度契約をして提供するサービス（プリペイドカードにより課金を行うサービスを含む。）の契約者は含まないものとする。

2 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

電気通信役務通信量等状況報告

取扱対地別通信回数、通信量

年4月1日から
年3月31日まで

サービスの種類(細区分)

(自動通話・非自動通話の別)

事業者名

取扱対地	相手方電気通信事業者	通信回数(回)				通信量(分)			
		発信 (1)	着信 (2)	合計 (1)+ (2)	差 (2)- (1)	発信 (3)	着信 (4)	合計 (3)+ (4)	差 (4)- (3)
		0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0	0	0	0

注1～10 (略)

様式第19 (第2条第4項関係)

電気通信役務通信量等状況報告

取扱対地別通信回数、通信量

年4月1日から
年3月31日まで

サービスの種類(細区分)

(自動通話・非自動通話の別)

事業者名

取扱対地	相手方電気通信事業者	通信回数(回)				通信量(分)			
		発信 (1)	着信 (2)	合計 (1)+ (2)	差 (2)- (1)	発信 (3)	着信 (4)	合計 (3)+ (4)	差 (4)- (3)
		0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0	0	0	0

注1～10 (略)

様式第19 (第2条第3項関係)

電気通信役務通信量等状況報告

取扱対地別品目別回線数

年 3月31日現在

サービスの種類 (細区分) _____

事業者名 _____

品目					合 計
取扱対地					
その他					
合 計					

注 1～6 (略)

電気通信役務通信量等状況報告

取扱対地別品目別回線数

年 3月31日現在

サービスの種類 (細区分) _____

事業者名 _____

品目					合 計
取扱対地					
その他					
合 計					

注 1～6 (略)

様式第 27 の 4 (第 7 条の 6 関係)

事業用電気通信設備の設備容量の報告

年 月 日から
年 月 日まで

事業用電気通信設備の種類 _____

事業者名 _____

年度末における

利用者数 _____

電気通信設備の設備容量の確保の状況

(年 月 日時点)

注 1 法第44条第1項又は第3項の規定に基づき届け出た管理規程に記載された、電気通信事業法施行規則第29条第3号二に掲げる事項を添付すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十二号)の施行の日(平成〇〇年〇月〇日)から施行する。
(経過措置)

第二条 この省令による改正後の電気通信事業報告規則第七条の六の規定は、報告期限が平成二十八年四月一日以後である報告から適用する。

○昭和六十年郵政省告示第二百二十八号（事業用電気通信設備規則の細目を定める件）の一部を改正する件 新旧対照条文
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第十六条第三項及び第四項、第二十条の二、第三十四条、第三十五条の二第二号、第三十五条の六第二号、第三十五条の十一、第三十五条の十二、第三十六条の五、第四十条第二項並びに第四十八条第二項及び第三項の規定に基づき、事業用電気通信設備規則の細目を次のように定める。</p> <p>（警察機関等の端末設備に送信する情報）</p> <p>第四条 規則第三十五条の二第二号（第四十五条第二項）において準用する場合を含む。）の規定による緊急通報の発信に係る情報は、次のとおりとする。</p> <p>一 一三（略）</p> <p>二 二四（略）</p> <p>（総合品質）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 規則第三十六条の五の規定による総合品質の基準は、ITU-T G.107 勧告における総合音声伝送品質の値を五〇を超える値とし、G.114 勧告における端末設備等相互間の平均遅延の値を四〇〇ミリ秒未満とする。ただし、当該値を算出できる確率が〇・九五以上でなければならない。</p>	<p>事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第十六条第三項、第二十五条、第三十四条第二項、第三十六条及び第四十八条第二項の規定に基づき、事業用電気通信設備規則の細目を次のように定める。</p> <p>（警察機関等の端末設備に送信する情報）</p> <p>第四条 規則第三十五条の二第二号（第五十三条第二項）において準用する場合を含む。）の規定による緊急通報の発信に係る情報は、次のとおりとする。</p> <p>一 一三（略）</p> <p>二 二四（略）</p> <p>（総合品質）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 規則第三十六条の五第一項の規定による総合品質の基準は、ITU-T G.107 勧告における総合音声伝送品質の値を五〇を超える値とし、G.114 勧告における端末設備等相互間の平均遅延の値を四〇〇ミリ秒未満とする。ただし、当該値を算出できる確率が〇・九五以上でなければならない。</p>

(基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備の適用除外)

第七条 規則第四十条第二項の規定により規則第三十七条及び第三十九条において準用する第十条第二項の規定を適用しない小規模な事業用電気通信設備は、端末回線を専ら集線するための事業用電気通信設備とする。

(基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備の適用除外)

第七条 規則第四十八条第二項の規定により規則第三十八条及び第四十条第二項の規定を適用しない小規模な事業用電気通信設備は、端末回線を専ら集線するための事業用電気通信設備とする。

附 則

この告示は、電気通信事業法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十三号)の施行の日(平成〇〇年〇月〇日)から施行する。

○平成十九年総務省告示第六百四十四号（管理規程の細目を定める件）の一部を改正する件 新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十九条第二項の規定に基づき、管理規程の細目を次のように定める。</p> <p>電気通信事業法施行規則第二十九条第二項に規定する細目は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。</p> <p>一 事業用電気通信設備の設計、工事、維持及び運用に関すること</p> <p>(1) 設備の設定におけるデータの誤設定・誤入力防止及び関連する設備間の設定の整合性に関すること。 (2) 設備の不具合を事前に発見するための設備の試験に関すること。 (3) 設備の冗長構成の確保、予備系への切替動作の確認及び予備系への切替不能時における対応に関すること。 (4) 工事手順書の適切な作成・遵守及び着工前における工事手順書・工事内容の確認に関すること。 (5) 工事後の試験に関すること。 (6) 設備変更の際にとるべき事項に関すること。 (7) 設備及び設備を設置する建築物等の基準及び指標に関すること。 (8) 将来の利用動向を考慮した設備計画の策定・実施に関すること。 (9) 設備導入後における設備の不具合発見のための監視項目・監視方法に関すること。</p>	<p>電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十九条第二項の規定に基づき、管理規程の細目を次のように定める。</p> <p>電気通信事業法施行規則第二十九条第二項に規定する細目は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。</p> <p>一 事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に従事する者に対する教育及び訓練の実施に関すること</p> <p>二 事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する巡視、点検及び検査</p> <p>三 事業用電気通信設備の運転又は操作</p> <p>四 事業用電気通信設備の工事、維持及び運用における情報セキュリティ対策</p> <p>電気通信主任技術者及びその他の技術者のスキルアップのための適切な教育・訓練計画の策定に関すること。</p> <p>(1) 定期的なソフトウェアのリスク分析及び更新に関すること。 (2) 工事実施者と設備運用者による工事実施体制の確認及び工事手順の策定に関すること。 (3) 設備の変更の際にとるべき事項に関すること。</p> <p>事業用電気通信設備の運転又は操作の運用監視体制に関すること。</p> <p>(1) 基本指針及び実施状況の公表に関すること。 (2) 情報の分類及び重要情報の管理に関すること。 (3) 情報の管理に関する内部統制ルールに関すること。 (4) 情報漏えい防止対策に関すること。 (5) 外部委託時の情報セキュリティ対策</p>

	<p>二 ソフトウェアの信頼性の確保に関すること</p>	<p>三 ふくそう、事故、災害その他非常の場合の報告、記録、措置及び周知に関すること</p>
<p>(10) 事故予防を目的とした、設備の監視データの分析に関すること。</p> <p>(11) 経年劣化による自然故障等を考慮した、予備系への切替動作の確認も含めた、設備の定期的な点検・検査に関すること。</p> <p>(12) 設備を設置する建築物、空気調和設備の定期的な保全点検に関すること。</p> <p>(13) 維持及び運用の委託に関すること。</p> <p>(14) 通信の秘密の確保に関すること。</p>	<p>(1) 通信需要等を踏まえた、社内関係部門及び委託先との連携を含めたソフトウェアの信頼性確保に関すること。</p> <p>(2) 商用に近い環境での試験に関すること。</p> <p>(3) 定期的なソフトウェアのリスク分析及び更新に関すること。</p> <p>(4) ソフトウェアの安全・信頼性の基準及び指標に関すること。</p>	<p>(1) 迅速な原因分析のためのベンダー等との連携に関すること。</p> <p>(2) サイレント故障への対処も含む、速やかな故障検知・事故装置の特定に関すること。</p> <p>(3) 障害の最小化対策に関すること。</p> <p>(4) 事故装置に応じた定型的・類型的な応急復旧措置（一次措置）の速やかな実施に関すること。</p> <p>(5) 一次措置が機能しない場合の二次措置（関連部門やベンダーへのエスカレーション等）の速やかな実施に</p>
<p>五 事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関し、事故が発生した場合の体制、報告、記録、措置及び周知</p>	<p>六 災害その他非常の場合の体制及びとるべき措置</p> <p>七 重要通信の確保、ふくそう対策並びにふくそう発生時の体制及び措置</p>	<p>八 事業用電気通信設備に関する設計指針及び計画管理</p>
<p>策に関すること。</p> <p>(6) セキュリティ確保領域に関すること。</p> <p>(7) サイバー攻撃への対処に関すること。</p> <p>(1) 迅速な原因分析のための事業者と製造者等との連携に関すること。</p> <p>(2) 故障箇所の特定のためにとるべき事項に関すること。</p> <p>(3) 接続電気通信事業者との連携に関すること。</p> <p>(4) 事故情報の公表に関すること。</p>	<p>(1) サービスの復旧のための手順及び体制に関すること。</p> <p>(2) 事業者間の連携及び連絡体制に関すること。</p> <p>(1) 緊急通報確保のための保守手順及び利用者等への対応に関すること。</p> <p>(2) 電気通信回線設備の通信容量に関する基本的な考え方に関すること。</p> <p>(3) ふくそう発生時における通信規制及び重要通信の優先的取扱いの具体的な方法に関すること。</p> <p>(4) ふくそう発生時における通信規制等の実施手順及び体制に関すること。</p> <p>(5) ふくそうの拡大防止に関すること。</p>	<p>(1) ソフトウェアの導入時及び更新時の製造業者等との連携を含めた信頼性確保に関すること。</p> <p>(2) 製造業者等との連携を含めた設備導入前の機能確認に関すること。</p> <p>(3) 設備の安全・信頼性の基準及び指</p>

	<p>四 利用者の利益の保護の観点から利用者に向けた情報提供に関する事</p>	<p>五 事故の再発防止のための対策に関する事</p>
<p>関すること。 (6) 接続電気通信事業者との連携に関する事。 (7) サービス復旧のための手順及び取るべき措置に関する事。</p>	<p>(1) 情報提供の時期に関する事。 (2) 情報提供窓口及びホームページ等における情報掲載場所の明確化に関する事。 (3) 利用者が理解しやすい情報の提供に関する事。 (4) 情報提供手段の多様化に関する事。 (5) 速やかな情報提供のための関係者間の連携に関する事。</p>	<p>(1) 事故発生時の記録等に基づく事故の内容・原因の分析・検証に関する具体的な取組及び再発防止策の策定に関する事。 (2) 事故の内容・原因・再発防止策等、事故収束後の情報公開に関する事。 (3) 事故の第三者検証に関する事。 (4) 事故報告制度の活用による管理規程の見直しに関する事。</p>
<p>標に関する事。 (4) 将来の利用動向を考慮した設備計画の策定に関する事。 (5) 障害の極小化対策に関する事。</p>		

附 則

この告示は、電気通信事業法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十三号）の施行の日（平成〇〇年〇月〇日）から施行する。